

金銭・有価証券の預託、 記帳および振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

■当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳および振替を行います。

手数料など諸費用について

- 金銭および有価証券の預託にかかる国内保護預かり口座管理料、外国証券取引口座管理料、その他各種口座管理料はいずれもいたしません。
- お預かりしている株式等（証券保管振替機構を通じて振替を行う商品が該当いたします。）を他社に移管する際には、原則として銘柄ごとに1取引単位あたり1,100円（消費税を含みます。以下同じ。）の振替手数料をいただきます（数量が1取引単位に満たない場合であっても同額です。）。また、1取引単位を増すごとに550円を加算した金額とし、上限は銘柄ごとに6,600円とさせていただきます。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要

当社では、お客さまから有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳および振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいたうえで、有価証券の売買等の注文を受け付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客さまから解約のお申し出があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当社の概要

商 号 等	みずほ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号
本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あつせん相談センター
資 本 金	1,251 億円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	大正6年7月
連 絡 先	お取引のある支店（部署） またはコールセンター 0120-324-390 にご連絡ください。

みずほ証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

下記の窓口まで、お電話またはお手紙にてお申し出ください。

苦情受付窓口責任部署：お客さま相談室

住 所 〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア

電話番号 フリーダイヤル 0120-324-051

受付時間 月曜日～金曜日の8時40分～17時10分

ただし、12月31日～1月3日、および祝日・振替休日・国民の休日を除く

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住 所 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

電話番号 0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 月曜日～金曜日 9 時 00 分～ 17 時 00 分 (祝日を除く)

(2020年9月28日)